



オンラインゲーム市場管理の厳格な規範化に関する意見

株式会社クララオンライン
コンサルティングチーム

<要約>

2017年12月28日、中共中央宣伝部、中央インターネット弁公室、工業情報化部、教育部、公安部、文化部、国家工商総局、国家新聞出版广电総局の8部門は共同で、「オンラインゲーム市場管理の厳格な規範化に関する意見」を発表した。違法あるいは不適切な内容を含むオンラインゲームの取り締まりを周知する内容となっている。

本意見では、海外のゲーム作品についても「中国の法律法規で禁止された内容が含まれていれば断固として遮断する」と明言しており、AppStoreを通じて直接中国向けに配信している日系事業者に対しても影響が及ぶ可能性がある。

1. 集中取り締まりの実施理由

オンラインゲーム市場の成長は著しく、日々様々なコンテンツが生まれているが、同時に低俗で暴力的な内容、あるいは価値観が著しく偏っており、社会道徳的に許される限度を越えた内容が含まれるゲームが散見されることを課題とした上で、思想認識の統一、管理監督の強化、責任主体の明確化等6つの面から市場の規範化を実施すると説明している。

2. 取り締まりの対象

重点取り締まりの対象として、ユーザー数が多く社会に与える影響が大きいタイトル、価値観が著しく偏っているあるいは暴力やわいせつ等法律法規で禁止された内容を含むタイトル、必要な許可を受けていないまたは版号等がないタイトル、海外のゲーム作品のうち禁止内容が含まれているタイトルを挙げている。

また内容が低俗なものや違反ぎりぎりの行為については厳しく見直しを求めるとし、ゲーム会社に対し、速やかにゲームや広告の内容を自己精査するよう促している。



なお“法律法規で禁止された内容”について「オンラインゲーム管理暫定弁法(网络游戏管理暂行办法)」9条では、①憲法で規定された基本原則に違反するもの ②国家の統一、主権および領土の完全性に危害を与えるもの ③国家の秘密を漏えいし、国家の安全に危害を与える或いは国家の名誉と利益に損害を与えるもの ④民族的な恨みや民族蔑視を扇動し、民族の団結を破壊し、あるいは民族の風俗習慣を侵害するもの ⑤邪教や迷信を宣揚するもの ⑥デマを流布し、社会の秩序をかく乱し、社会の安定を破壊するもの ⑦わいせつ、ポルノ、賭博、暴力を宣揚し、あるいは犯罪を教唆するもの ⑧他人を侮辱、誹謗し、他人の合法的権益を侵害するもの ⑨社会道徳に背くもの ⑩法律、行政法規、国家の規定で禁止されたその他の内容、と定めている。

3. 通報の奨励

違法行為を摘発する手掛かりとするため、違法行為通報窓口を複数設け、ユーザーからの通報を奨励している。通報は、電話、WEB サイト、微信(WeChat)から行うことができる。

●原文(中国語)

<http://www.scio.gov.cn/37236/37377/Document/1614431/1614431.htm>

本レポートは「中国法令アラートサービス 2017 年 12 月号」の内容を一部抜粋、編集したものです。「中国法令アラートサービス」では、最新の法令・制度変更に関する詳細、およびクララオンラインが実務で得た動向変化に関する情報を毎月レポート形式でお届けしています。

<https://www.clara.jp/consulting/>

- 本レポートに含まれる情報は一般的なご案内であり、包括的な内容であることを目的としておりません。また法律・条令の適用と影響は、具体的な状況によって大きく変化いたします。具体的な事業展開にあたってはクララオンライン コンサルティングサービスチームより御社の状況に特化したアドバイスをお求めになることをおすすめいたします。また本書の内容は 2018 年 6 月 4 日時点で編集されたものであり、その時点の法律及び情報、為替レートに基づいています。

本書はクララオンライン コンサルティングサービスチームにより作成されたものです。クララオンラインの中国、台湾、韓国、シンガポールなどアジア各国のインターネットコンサルティングサービスに関するお問い合わせは以下の連絡先までお気軽にご連絡ください。asia@clara.ad.jp または +81(3)6704-0776